

先日、女性が自宅で餓死していたという報道がありました。女性と二人暮らしをしていたお母さんは、自宅内で倒れていたところを発見されて入院しましたが、一緒に住んでいたこの女性は、その時発見されませんでした。その後、不在を不審に思った親族の申し出により、再度訪問したところ、遺体で発見されたそうです。財布には8円しか残っていなかったとのことです。

こうした事件が起こる前に二人は一度、生活保護の申請をしたそうですが、その時には受給の要件を満たさなかったとのこと。命があるうちに何かできることはなかったのだろうか、と思った人は多いのではないだろうか。

生活保護制度については不正受給が話題になりましたが、一層深刻なのは、受給資格がありながら受けていない人が非常に多い、ということだだと思います。生活保護を受給している人はその資格のある人の15%から30%程度(注)ではないか、との推計があります。

日本では生活保護受給者が増えています。世界的にみるとその比率は低く、生活保護の対象となる人のうち、実際に利用している人の割合を示す捕捉率も低い状態です。経済状況が苦しくても、自分で何とかしたい、行政や他人の

「生活保護と人権」

お世話にならずやっていきたい、と思う人もいるでしょう。安易に制度を使い過ぎると批判する論調もあります。しかし、そういう風潮の中、辛さや苦しさを表に出せず、命を失う事になってしまつては元も子もありません。苦しい時こそ助けを借りることができる制度や国であつてほしいと思います。命あつての人権です。生存を守る事にもつとおおらか、かつ真剣であるべきではないでしょうか。

(注)2009年の国民生活基礎調査を基にした推計によると、低所得世帯数に対する被保護世帯数の比率は、所得のみを考慮した場合15%、資産も考慮すると32%となっています。

【参考資料】厚生労働省社会・援護局保護課(2010)「生活保護基準未満の低所得世帯数の推計について」9頁

*このシリーズはあなたとあなたの周りにいる人の間に温かなつながりが生まれることを願い、人権について考えるきっかけになることを目的としています。

※お問い合わせは
人権啓発広報委員会
(0880・6569)まで